

Title	露国及極東露領の関税政策 (中)
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.10 (1916. 10) ,p.1374(42)- 1410(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161001-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

露國及極東露領の關稅政策(中)

堀 切 善 兵 衛

五 露土戰爭前後の財政事情

ニコラス一世及歷山二世の治世を通じて露國は外國と事を構ふること屢々にして其度毎に多額の國費を支出せざる可らざりしのみならず、露土戰爭に於て露國政治家の念頭を痛切に刺撃したるは其交通機關の不備なる點は在りき、之より先き露國は國內鐵道の九割九分までを官有となし、自ら之を經營したりしも然も其領土の大なるに比すれば交通機關の設備は殆んど九牛の一毛にだも如かざりしなり。從て軍事上より見て鐵道の普及改良は焦眉の急たりしのみならず國內の富源を開發し農産物の販路を擴張せんとする經濟上の見解より之を見るも鐵道の普及は一日も緩ふす可きに非らざること何人も異論なきに至りたり、然れども

當時露國の國狀を以てしては之に必要な資金を調達すること頗る困難なりしは敢て想像に難からざる所にして是非とも其供給を外國に仰ぐの外なかりし也。斯るが故に政府は從來鐵道官有方針を取りたりしに拘らず此時以來盛に私立鐵道會社を保護獎勵するの策を定め、材料の輸入を無税となし、會社の株式及社債に對して政府は保證をなし或は政府自ら會社の株式に應募する等獎勵至らざるなきの有様なりき。同時に政府は殆んど無償同様にて其官有鐵道の一部を拂下げたりしかば英佛獨蘭等の資本家にして露國鐵道會社の大株主たる輩は多大の利得を爲せしのみならず、各會社も亦政府の此種優遇に慣れ無益に營業費を濫費し、賄賂公行して他國に在りては當然司法處分を惹起す可き如き不正事件も尋常茶飯事として繰返さるゝの有様なりき。

政府の獎勵斯くも盛なりし其結果、官私鐵道は日ならずして長足の發展を見たり、然れども之が爲め政府の財政は益々困難を來し一八七八年末に於て政府の鐵道債のみにて十三億二千七百萬ルーブルに達したるのみならず其鐵道建設費の如きも一哩平均非常の巨額を算し、地價低く勞銀廉なるのみならず木材石材等の

供給殆んど無限なる露國に於て一哩平均建設費は却て獨逸の夫れに凌駕するの常なりき。況んやニコラス帝の如くペトログラードよりモスコーに至る地圖を展へて其上に親ら一直線を劃し技師をして其間の山川沼澤に顧慮せずして眞一文字に線路を布かしめたりと云ふが如き實例あるに於てをや、然も一方に於て鐵道の收入は豫期の如く大ならずして政府財政は常に不如意を感じたりき。Dr. Ailmer Smithの計算に由れば一八七八年に於て政府の在外債に對する利拂は八千三百五十五萬九千留に達し此外民間及び自治團體の負擔に屬するもの亦少なからず、當時外國貿易に關する海運業は多く外國人の手に存したりしを以て此方面より正貨の流出するは避く可らざりしのみならず、此外技師、醫師等の報酬、外國企業家の利潤として正貨の國外に持去らるゝもの等亦決して少額に止らざりしが故露國の國民經濟的權衡は常に甚だ不利益たるを免れざりき。されば政府當局者が何等かの手段に依りて正貨の流失を防止し國民經濟の權衡を維持せんとしたるは無理もなき次第にして彼等が一時の權道として新たなる外債を以て舊外債の償還と其利拂とに充當し以て將來に於ける國內富源の開発と海外輸出の増進とに期待したりしは偶然に非ずと云ふ可し。

然るに露土戰爭の繼續するや外國資本の國內に流入するもの俄かに減少したるのみならず、紙幣と硬貨との間に少なからざる差額を生ずるに至りしかば政府は愈々財政難を感ぜざる能はざりき、而して當時の大藏大臣ロイテルン伯の如き夙に財政難を感知したりしが故極力戰爭の破裂を防止せんと務めたりしも、事意の如くならず、其辭表亦露帝の許す所とならざりしかば止むを得ず戰爭の終局まで其最善を盡すの決心を爲し不取敢關稅を引上げて一時の急に應せんと務めたり。

但し彼の政策は直接稅率を引き上げずして單に關稅は正貨を以て支拂ふ可き事を命じたるに止りたり、然も金紙の差額既に著しかりし當時の露國に在りて此一片の命令は約三割三分三厘の増率を爲したると同一結果を見たり。

而して之が爲め露國政府は一面に於て外債の利拂に供す可き其資金を見出し得たるのみならず、之と同時に留爲替相場の高低と輸出入とを調節するの利益を生じたり、即ち收穫其他の關係に依り留相場の比較的に高き場合には關稅の負擔

は比較的低かる可く、之に反して政治上若くは經濟上の理由よりして留相場の下落したる場合には外國輸出商は夫れだけ餘分に關稅を支拂はざる可らざりしが爲め、自然輸入減少し貿易の權衡回復し、引きて爲替相場の高騰を促すに足りしなり。而して戰後經營の際に當り露國は益々海外資本に依頼するの必要顯著なりしよりロイテルン伯の此政策は確かに一大成效たりし也。

露土戰爭の結果は果して露國民に取りて非常の負擔増加となれり Witschewsky の計算に依れば一八七七年度の歲計不足は四億六千五百五十萬留に達し Raffalovich は戰費の合計拾億留に達したりと稱す A. Raffalovich: Die Russischen Finanzen seit dem letzten orientalischen Kriege, 1876-1883. S. 16, 17.

然も戰後に陸海軍の擴張は到底免れ得可きに非らざれば露國の財政難と國民經濟振興の必要とは今や何人の耳目にも瞭然たるに至りたり。

六 Bunge; Wyschnegradskij; Witte.

藏相ロイテルン伯は正貨を以て關稅を徵收する事となし之に由りて少なからざる利益を收めしこと前述せる如くなりしも然も戰後經營に際しては此種の手

段のみを以てして到底貿易上及び國民經濟上の權衡を自國に有利ならしむるに於て不充分なるを感得したり。されば更らには有力なる手段を選んで之を實行するの必要を認め、遂に二大政策の實施を促すに至れり。而して此政策は爾來殆んど永續的に露國財政及經濟家に由り遵奉せられ以て今日に及びたるの觀なきに非らず。即ち其政策は(一)出來得るだけ輸出を獎勵して貿易上順境に立つこと、(二)出來得るだけ輸入を制限して以て貿易上に順境を形作ると共に國産を獎勵して外國品の消費に代ふるに内地産品を以てすること之なりしなり。

但し出來得るだけ輸出を獎勵せんと欲するも當時の露國は製造工業品に於て殆んど何等外國の需要を喚起するに足るものを有せず、其輸出品の大半は農産物にして穀類を主とし麻、亞麻、種子類、木材、生牛、家禽、魚卵等の外殆んど云ふに足らざる有様なりき。従て輸出を増進せんと欲せば是等農産物の産出を増大せしむるの外無かりしは明白なりしも然も當時の露國は其農業状態に於て決して進歩したりと云ふ可らず。一八六〇年代に於て歴山二世は隸農を解放して自由民となしたりしも然も豫期の好結果は短日月間に之を實現せしむるを得ず、否な却て經濟上

に一時不利益を來したる點なきに非らず、即ち新たに解放せられし自由農民は耕作す可き土地を有せず、大地主は雇傭關係上從來に比して不利の状態に立たざる可らざりしより農業的企業を挫折せしめたる傾なきに非らず、加ふるに一般に農業資金不足を告げ交通機關備らず道路橋梁等不完全にして、農産物の運搬に不便なるもの少なからざりしかば、大に國內の農業を振興して其輸出販路を擴張し之に依りて貿易上多額の輸出超過を見るに至らしめ、依りて以て國民經濟の權衡を維持せんが爲めには前途尙ほ多大の努力を此方面に必要としたるは言を俟たざる所なりき、但し國土の茫大にして將來農産物の産出額は殆んど之を無限に増加せしめ得可き見込ある露國に於て當時の政治家が此方面に注目し主力を傾注せんと欲したるは決して過然に非ずと云ふ可し。

第二の手段として當時の政治家が着目したる輸入制限に關しても亦一概に其實行を許さざるもの有りき。何となれば其輸入品中には國民の必需品なるに拘らず露國の地理的關係上自ら之を供給する能はざるもの亦少なからざりしか故也。然れども當時の海外輸入品を大別すれば七二年より七六年に至る五箇年間の合

計に於て(歐露のみ)

生活資料

一〇四

百萬留

原料品及半製品

二〇七

製造品

一二九

と云ふが如き有様にして原料品及半製品は輸入品中の最大部分を占むるに拘らず其多くは國內に於て自ら供給すること敢て不可能ならざるものに屬せり、例へば鐵礦、石炭、綿花の如き將來に於て國內の生産寧ろ甚だ有望なるもの少なからず又生活資料中に於ても茶、コーヒー、コーアの如き熱帶若くは準熱帶地方の特産物は自給の方法なきこと云ふ迄もなければ砂糖、食鹽、ビールの如きは敢て自給の途なしと爲さず、而して精製品に至りては織物、金屬製品、化學製品、革製品、陶器等其重なるものにして是等は國內に於て製造すること比較的困難なりしも然も是亦或程度まで其輸入を制限するは敢て不可能ならざりしなり。

然りと雖も農業の振興を期するは一朝一夕にして能はざると同じく此等輸入を減少せしめて自給の途を講ずるに於ても多大の困難を伴はざるを得ざりしな

り、即ち企業心の缺乏、熟練職工の不足、交通機關の不備、信用制度の不完全等の事情は容易に露國をして工業上に發達するを許さざりし也。

加ふるに農産物の輸出奨励と工業品の國産奨励とは互に衝突する點無きに非らず、何となれば國民生活の必需品なる工業品に高關稅を賦課して其輸入を防ぎ内地工業家を保護せんと欲せば之が爲め不利益を蒙る可きは内地消費者にして、當時國內人口の九割までは尙ほ農民たりしが故製造工業に對する保護奨励は直ちに農民に對する負擔の加重に外ならざりしを以てなり、さりながら工業保護は常に必ずしも農業の振興を沮害するものなりとも速斷す可らず、蓋し製造工業勃興して都會地の發生するもの多きに從ひ農産物は夫れだけ其販路を新たに見出し得可きこと合衆國の例等に由りても明かなればなり、故に要は常に餘りに一方に偏せざるに在りと云はざる可らず。

兎に角に露土戦争後露國財政家は孰れも極力農業及工業を同時に發達せしめんと欲して苦心したるは争ふ可らず、就中一八八一年より八六年に至る迄藏相の職に在りしブンゲは一面に於て地租を改正し、人頭稅を廢止し、農業信用制度を奨

勵し且つ極力軍備の擴張を抑制して以て農民の負擔を輕減するに務め、同時に一面に於ては務めて關稅政策に依りて工業奨励の方針を實行したり、即ち工業品に對する高稅の負擔を相殺せしめんが爲め彼は一方に於て國民の大多數を占むる農民の他の負擔を輕減するの手段を講じたりし也、然も彼の政策未だ其効を奏せざるに早くも軍備擴張派の反對を受け其職を去らざる可らざるに至りしは非常の遺憾事なりしと云はざるを得ず。

Bungeの後を襲ひたるはWyschnegradskiにして彼の政策は前者の夫れと殆んど正反對の觀ありき、即ちブンゲは國民殊に農民の生産力を徐々に發達進展せしめて以て將來に好結果を實現せしめざる可らずとなし、之が爲めには軍備擴張の如きは云ふまでもなく、歲計の不足、爲替相場の下落の如きも一時忍はざる可らずと云ふに在りしもウキスネグラドスキーはブンゲの政策に反動を生じたる其勢力に駕して新たに藏相に就任せる關係上國民經濟の良指導者たらんよりは寧ろ政府の財政狀態改良を以て急務と爲したる觀あり、從て鐵道建設の如き生産促進の事業をさへ殆んど之を中止して出來得る限り各種の租稅を誅求して國庫の充實を

期し以て借金政策を避け兌換の基礎を鞏固ならしめんと務め、同時に輸出農産物の運賃を低減し穀物抵當貸附制度其他の手段に由りて輸出を奨励し兼て輸入税を増徴して出來得る限り輸入を減少せしめんと試みたり、而して之が爲め貿易状態は頗る露國に取りて順調を呈するに至り國庫は多少の剰餘金を生じブングの藏相時代に紙幣發行額の三分の一に充たざりし正貨準備は約其五分の三に増加し、留相場も亦從て騰貴し、加ふるに八七年及八八年の大豊年を迎ふるを得たりしを以て在外公債亦其價格を高め之を機會に公債の借替に成効する等新藏相の得意云ふ可らざるもの有りき。然もウキスネグラドスキ藏相の得意は永く繼續すること能はずして一八九一年及九二年の凶作に遭遇するや其政策は忽ち破綻を暴露せざる能はざりき、蓋し政府財政の好都合を計るにのみ急にして民力の涵養を怠りたるのみならず連年苛斂誅求を事としたる其結果人民は殆んど餘財を蓄ふる能はざりし有様なりしより一朝此凶作に遭遇するや忽ち慘憺たる光景を國內に現出するに至り、政府が漸く貯へ得たる其歲入剰餘金の如きも總て之を窮民救助の爲めに支出して尙足らざる有様なりしのみならず偏に輸入を制限して貿

易の順調を現出せしめんと欲して關稅を引上げたる結果は諸外國より亦非常の反感を招きて遂に藏相の交迭を促すに至れり而して彼の後を襲へたるを有名なる Witte と爲す

Witte と Wysznegradski と Bunge とは露國近世の三大財政家と云ふを得可し、而して Bunge は國民の生産的能力を徐々に發達せしむるは財政經濟の根本義なりと信じ、Wysznegradski は其根本義もさる事ながら現實目前の問題を解決するの急務なるを自覺し、Witte は外資の利用に依りて國民の生産的能力を比較的短日月の間に増大せしめんと欲したり、之を我國の財政家に對比すれば Bunge は山本達雄氏に類似し Wysznegradski は若槻氏の「財政は現實なり」と稱しつゝ、遺り繰り算段に長せるに對比す可く、Witte の積極的にして外債の利用に心掛けたるは恰も高橋男を想起せしむるもの有りと云ふ可し。

ウキツテの藏相に就任するや早くもクーパーン税を廢止して外資の輸入に便し既設鐵道の買収及新線路布設を目的として盛に公債を海外市場に發行し之を、内に利用して産業の發展富源の開發に資せんと務めたり、而して此政策は二箇の

方面に於て其成功顯著なるもの有りしや疑ふ可らず、即ち(一)は外資の輸入年々繼續するが爲め正貨の流出は其跡を斷つに至り、其正貨を基礎として斷然金貨本位制定を確立し之に依りて露國の財政的信用を高め引きて在外債の利子を低下せしめ數回の低利借換に成功して國民の負擔を輕減するを得たること之なり、其(二)は斯くて輸入せられし外資は國富の開発及産業の發達上多大の効果を齎らしたる事之なり、即ち鐵道の普及は外國輸出の農産物供給の範圍を著しく擴張し、外資の助けを借りて國內に新たなる工業の勃興するもの亦少なからざるに至れり、されば漸くにして國人は輸出超過の比較的多き年に在りては獨り外債の利拂に充當して餘り有るのみならず又其資本の幾分をも償還し得るの見込を立つるを得たり、而して彼の西比利亞鐵道の布設の如き是が爲めに輸出農産物の供給地を擴張したること莫大なりしは云ふまでもなく軍事國防上亦至大の効果を生ずるに至りしは明かにして其建設に付ウキツテの力に待つ所多かりしは明かなり。

七 各藏相と關稅の變遷

一八七七年藏相ロイテルンが正貨を以て關稅を納入す可きことを命じたるが

爲め事實上三分の一の増稅を見るに至りしこと前述せる所の如し、然るに露土戰爭の繼續するに従ひ金紙の相違は益々甚しく翌七八年に於ては五割乃至七割の増稅を課せられたると同一結果を見たり、是れが爲め一時輸入を減少するに至りしは云ふまでもなし、然れども戰爭一度終結するや斯の如き應急的手段に由りて満足す可らざるの時代は到達したり、即ち箇々の輸入貨物を誼議して保護の必要あるものと然らざるものとの區別を定め其取扱ひを異にするの必要ありし也。

而して當時の財政家が最初に注目したりしは鐵及鋼鐵にして七六年に於て露國は約一億の鐵類を輸入したりしかば政府は之が自給を企劃し國內の各鐵道には出來得る限り内國産の機關車、レール等を使用せしめ、之に對する關稅を増徴したり、八一年に至りて更らに稅率を改正して鋼鐵及鑄鐵に増率し從來特種産業用の鐵製機械に對し無稅ならしめたるを單に農業用機械にのみ限定して他は悉く有稅品と定め從來一ブード三十哥の稅率を一躍八十哥に達せしめたり。

綿花も亦政府の注意を惹起したる輸入品の一にしてこは一八六三年以來總て無稅なりしかば其輸入額も少なからず七八年に於て六百萬ブードに達したりし

かば政府は之を保護して露領亞細亞の各地に綿の耕作を奨励すると同時に適宜に關稅を賦課して以て財政上の用に供せんとするに至れり。

露土戰爭中には獨り關稅を増徴したるのみならず各種の内國稅も亦徴收せられたりしが戦後に政府は先づ細民の負擔を輕減するを以て目的となし八一年に於て八百萬留に達したりし食鹽消費稅を全廢し殊に藏相ブングは農業保護の政策を實施したりしが爲め農民の主として負擔す可き人頭稅、贖身金等を廢止したりしかば一方に於て財政上の缺陷を補ふの必要を感じ爲めに煙草其他奢侈品の稅率を引き上げて之に充當したりき而して最初政府は成る可く機械原料品等は課稅せざるの方針なりしも歩一步保護の範圍を廣め殆んど傳染的に有らゆる種類の輸入品に課稅せんとするの勢を示したりき之れ一度保護に其手を染むるや避け難き現象にして七七年以後の露國關稅史亦此轍を踏まざるを得ざりし也。

一八八二年に至り政府は六八年の關稅法に幾多の變更修正を加へて同年六月一日より實施することゝしたり、該改正則は六八年の夫れに比し一層收入に重きを

を置きたりしも一方に於て穀物及馬齡薯を除くの外總ての食料品に課稅し六八年の關稅則に無稅品として列舉せられし四十二種目を削減して十七種目となし香料其他の奢侈的食品、煙草、シガー、茶等は著しく増稅せられたり。

原料品及半製品中にも絹物、羊毛、綿糸、アニリン染料等少なからざる増稅を蒙りたるのみならず精製品の増稅せられたるもの多かりしは言を俟たざる所なり、今是等増稅の重なるものを六八年の稅率と對比すれば實に左の如き相違を見る。

品 目	六八年稅率	八二年稅率
蠟	〇	一〇〇
脂肪素パラフィン等	〇	一〇〇
加工絹物及綿製品	五〇〇—四五〇	八〇〇—一六〇〇
原料羊毛	二二	一〇〇
加工羊毛	四四	二〇〇
同 上 乙	二二	三〇〇
同 上 丙	四五〇	七五〇—九〇〇
綿糸漂白せるもの	三二五	六〇〇
同上 漂白せざるもの	三二五	五〇〇

同上 染色せるもの	四二五	六〇〇
其他 糸類	三二五—四二五	六〇〇
アニリン染料其他	四四〇	一五〇〇
イソキ	一一〇	二〇〇
機械類	七五	一六五
紙及紙製品	二〇	五〇

越て八四年には鐵及石炭の稅率を引上げたり、而して石炭に對しては地理的關係に依りて稅率に差等を設け南方諸港より輸入するものに對しては一ブード二哥、西部陸路よりの輸入は一哥半、フストジ一の諸港よりの輸入には半哥を課し以て南部地方に於ける外國品の競争を防ぐと同時に北海に於ける航海業の獎勵に務めたり。

翌八五年更らに魚類の輸入稅率を引上げ且つ各種の手製絹物に對し其稅率を倍加したりのみならず農業用機械に對し一ブード一五〇哥の稅率を課することゝなしたれば之を以て輸入機械類は其用途の如何を論せず無稅たるもの皆無なるに至れり、蓋し藏相ブレゲは農業保護論者なりしと雖も既に一般鐵類に對して重

稅を課しつゝあるに拘らず農業用機械のみ無稅にて輸入せらるゝに於ては製鐵業者が外國との其競争に堪へ得ざるのみならず機械は多く大地主の使用に係るを以て之に對し多少の關稅を課したればとて敢て一般農民を苦むるものに非らずとの理由により遂に之を有稅品に移したるものとす。

其他の金屬も之と共に増稅せられ、就中鐵礦、銅、ニッケル、コバルト等は從來の稅率を倍加し且つ一般に一割乃至二割の増率を見たり。

翌八六年又銅の稅率を引上げたりしが同年實施せられし砂糖稅率の引下げは實に此時代に稀に見たりし關稅輕減の一例なりき。

之を要するにブングの藏相時代は農業政策を主とし工業に對して特殊の種類を限り保護獎勵を加へんと試みたるも一度び或種の工業を保護せんか漸次他の工業も之と權衡を保たんが爲め同一程度の保護を要求するに至り、斯くて年一年歩一步保護の範圍と其程度とは増進して止まざるの勢を成しつゝ有りしは明白なりと云ふ可し。

一八八七年ウキスネグラドスキーの藏相たるに至るや關稅の増徴は更らに急

速に其歩を進めたり、殊に彼は外國の感情に顧慮せず、内地人民の負擔力如何の如き、亦多く之を問ふに暇あらず、偏に國庫收入の増大と特種産業の保護とを目的として増税したりしかば彼の藏相時代にはプングの時代の如く關稅の改正頻繁ならざりしとは雖も然も其増率の程度は極めて急激なるもの有りしなり、即ち八七年を以て礦石及各種鐵類に増率して一割六分乃至十割を加重し、次で鐵及木造船、農業機械類、貨車、紡織類、アムモニア、ポップ、砂糖、蠟、木製器具、石炭及コーク等孰れも彼の就任勿々増率を試みたる所なりき、但し斯の如き箇々獨立の増税は彼の到底満足する所に非らざりしは一八九〇年八月露帝に迫りて左の勅旨を發布せしめ以て一般的増税の準備に着手したりき。

In beständiger Fürsorge um das Gedeihen der vaterländischen Produktion befahlen wir Ihnen eine allgemeine Zolltarifrevision vorzunehmen, um den Tarif in ein gehöriges Verhältnis zu setzen mit den Bedürfnissen der russischen Industrie und einer gleichmässigen Beschützung und Belebung aller ihrer Zweige.

斯くて官吏、學者及實業家の協力に依りて一八九一年七月新關稅は制定せられ露帝の裁可を經たり。

八 一八九一年の關稅則

一八九一年の新關稅則の精神は廣く保護主義を各種の産業に適用せんとするに在りて、Zweigの左の言は最も善く之を解釋したりと云ふ可し。

In der Motivierung war darauf hingewiesen, dass der Tarif von 1868, der mutatis mutandis bis jetzt bestanden habe, nur die Fabrikate schütze, die Einfuhr von Rohstoffen, halbfabrikaten, sowie von Werkzeugen dagegen begünstige. Die Erzeugung von Fertigfabrikaten habe sich daher gut entwickelt, die Erzeugung von Halbfabrikaten und die Gewinnung von Rohstoffen sei hingegen zurückgeblieben. Die einzelnen Änderungen im Laufe der Zeit seit 1877 seien nicht ausreichend. Um eine « Gleichmässigkeit des Schützes » zu schaffen, die Produktion in allen Zweigen und Stadien zu heben, sei es nötig gewesen, einen neuen Tarif zu schaffen, den die veränderte Lage den russischen Produktion, die Änderung der Warenwerte, sowie das Erscheinen neuer Waren am Markt berücksichtigt. *Das seien die leitenden Grundgedanken bei Schaffung des Tarifs gewesen.* Fiskalische Interessen hätten dabei vollkommen fern gelegen. Zweig: Russische Handelspolitik, S. 33-34

而して同關稅法は二百十八種の輸入品に課税し八種の輸入禁止及七種の輸出税を規定したり、其輸出を困難ならしめたる物品中には燐礦、骨蠶種、亞鉛礦、鐵礦等を包含したること七七年の關稅と同様なりしも、棕櫚樹、胡桃樹等の木材にも亦輸

出税を賦課するに至りしは注目す可き所にして蓋し露國領コーカサス地方に外國會社の入り込み來りて是等の木材を買收し盛に輸出しつゝ有りしが露國政府は之を原料品の形に於て輸出するよりは製造品として外國に出す方遙かに利益なりと認め一プード三十哥の輸出税を課する事としたる也。

無税品は八六年の關稅法に尙ほ四十二種を列擧したりしが九一年の改正を以て十七種に限定したり、即ち輸入の極めて徴々たる農産及林産物の外木材、丸太、樺、燃木等は無税としたり、蓋し是等は當時盛に獨逸、ルーマニア等の諸國より輸入せられたりしも然も一面に於て國內森林の濫伐を防ぐが爲めには務めて其代價を低廉ならしめ置くの必要を認められたれば也、此外鋪石、コルク、屑物、商品見本、參考品、角類及化工せざる肥料を無税とせり。

食料の多くは此改正に於て殆んど影響する所少なかりき、蓋し食料品は從來已に相當に課税せられて一方に保護の目的を達し得たると共に財政上にも亦之より相當の收入を得つゝ有りたればなり、唯珈琲及珈琲代用品、アラツク、ラム、酒精、葡萄酒等は九%以上十四%の増税を蒙り、製造品に付きては精製の程度に應じて税

率の階級を高めたるが爲め皮革製品、毛皮製品、家具類、裝飾品、ガラス製品、鋼鐵製品、化學製品等は一般に著しく其税率を加重するに至れり、就中化學製品及其原料品、織物及紡織類、金屬製品等は最も其税率を高め内地に於ける同一産業の發達せる程度に應じ夫れ、適當の保護を與ふるに務めたりき。

化學原料品中硫黄に對する新税は一部國民の反對なき能はざりき、蓋し此時まで無税たりし硫黄に對しコーカサス地方の同上生産業を保護せんが爲め高率を徵收する事となりしより工業用材料として之を使用する者は一方に國內の供給到底需要を滿すに足らざるに拘らず之に重税を課するの不法なるを攻撃したれども政府は之に耳を傾けざりき、硫黄以外の化學原料品にして増税せられたるものは尙ほアムモニア、ソーダ、ポーター、シユ、タール等あり。

紡織類も亦一般に増率せられ、綿花は一プードに付從來陸路經由百十五哥、海路經由百哥たりしものを前者は百三十五哥に後者は百二十哥に引上げ絹糸は八五年の増率に拘らず爾來毫も其輸入減少せざりしかば特に著しく税率を加重し一プード十六乃至三十二留なりしものを三十乃至四十六留となし九三年に至りて

更らに最高五十留に達せしめたり。

織物類は増率甚しからざりしも然も一般に十五%乃至三十%を加重せられ金
屬類は其精製品たるを原料品たるを論せず何れも増率せられ殊に機械類は機
關車消火器及農業用器を除くの外一般に二十五%乃至三十%方増加せられたり。
之を要するに一八九一年の關稅法は露國をして外國の産業に依頼するの傾向
を矯め産業の獨立自給を目的としたるは前言せる如くにして極めて少數の輸入
品に對してのみ内地産業との競争を容認したり、今九一年の關稅則と八二年の夫
れとを比較し其重なるものを擧ぐれば左の如し。

目 品	九一年稅率	八二年稅率
チョコレート	七五	四〇
コーヒー	四三	三、五〇
砂糖	四三	三、〇〇
ホップ	一〇、〇〇	一、二〇
葡萄酒	四、〇〇	三、五五
ビール	一、五〇	一、〇〇

鑄鐵	三三	〇六
鐵條	六〇	四〇
鐵板	六〇	五〇
鐵條	八五	五〇
鋼板	六〇	四〇
同	六〇	五〇
銅板	八五	五〇
鐵製器具	三、五〇乃至	六六
機械類	四、七〇乃至	二、〇〇乃至
一	四、八〇	一、六五
二	一、七〇	一、九〇
三	二、〇〇	一、四〇
四	七〇	無稅
綿花	一、二〇	四五
綿	一、三〇	二、二五
生羊毛	三、〇〇	二、〇〇
綿糸類	一、四、〇〇乃至	六、三〇

絹織物

四〇、〇〇〇

一八、〇〇〇

羊毛製品

五、五〇〇

三、〇〇〇

以上は勿論増稅品目中の重なるものを列擧したるに過ぎずして是等以外殆んど一般的に稅率を加重せられたること云ふまでもなし而して此稅率は翌九二年米國綿花の價下價し其競争少なからざりしが爲め更らに二十%の増稅を爲したる以外には何等の變更を見ずして一八九三年に至りしが同年更らに露國は最高最低稅率制度若くは復稅率制度として知らるゝものを採用して以て諸外國に對する關稅政策上の武器と爲すに至れり蓋し連年増稅に次ぐに増稅を以てしたる結果諸外國の反感を招ぐもの少なからず諸外國に於ても亦露國よりの輸入品に對し重稅を課するに至りしかば勢ひ關稅戰爭を惹起す可き形勢に在り此掛け引きに對して便宜を得んが爲め殊に二重關稅制度を採用したるものに外ならざりし也(前表は Bayerdörfer : Dr. Zolltarif Russlands より摘出)

九 露獨關稅戰爭

露國が連年其關稅を引き上げて外國品の輸入を抑壓せんとしたる結果は諸外國に對して惡感を抱かしめずして止まざりき殊に西隣の獨逸とは地理的關係上貨物の輸出入最も頻繁なりしが故露國の關稅引き上げは最も獨逸の喜ばざりし所にして一八八七年の獨逸に於ける農業保護の實施の如き實に露國よりの輸入品に打撃を與へ以て其反省を促さんと欲したる一手段なりと云ふを得可し蓋し獨逸は一八七九年を以てビスマークの計畫に基き保護政策の實施を目的として新關稅法を制度したり而して最初は重に工業の保護を主眼となし農業保護は寧ろ従たる目的に外ならざりしが爾來年一年農業黨の勢力増大して製造工業の保護と共に農業の保護は一日も緩ふす可らざるを主張するに至りしが政府も漸次其論の動かす所となり八一年、八二年、八五年、八七年と數次に稅率を引き上げて以て國民の要求に應ずるに至りしなりされば獨逸の農業保護は一面より云ひば自發的結果に外ならずと認め得可きも然も東隣露國が連年關稅を増徴して獨逸工業品の輸入を妨害せんとするより之に對して復讐的手段を取るは適當なりと信じたるのみならず露國政府當局者が農產物輸出の増大を以て其國策の隨一と爲

す以上は獨逸の農業者等が其競争を恐怖したりしも無理からぬ事なりし也。

然るに九一年に至りピスマーク宰相の印綬を辭しカプリヅキの之れに代るや獨逸の關稅政策は一時變更を見るに至りしこと世人の熟知する所なり。蓋しカプリヅキは元と自由思想の政治家たりしのみならず、此時代に至りて獨逸の製造工業は漸く發達し來りて敢て從來の如く多大の保護を必要とせざりしのみならず獨逸が保護税を高むれば高むる程諸外國も亦同一手段に出で、獨逸の輸出を妨害するが故茲に政策を一變するの利益を感じ所謂協約政策を以て諸外國に臨み互に關稅上に協定を爲さんと試みたり。斯くて獨逸は一八九一年の末を以て埃國帝國、伊多利、白耳其、瑞西等の諸國と協定主義に基きて通商條約を締結し翌九二年及九三年は西班牙、ルーマニア、セルビア等と同一精神に基きて新條約を締結したり、而して其結果獨逸は是等の諸國に對し穀物、鐵、硝子、紙、特殊半製品等に付稅率を輕減したれども然も是等中歐諸國に對し獨逸は政治上經濟上に頗る良好の地位に立つを得たりき、而して此協定に依り獨逸の減稅したる品目中露國に取りて最も重大關係を有するは農産物たること勿論にして小麥及裸麥は百基五麻克より

三麻克五〇に輕減せられ燕麥は四麻克より二麻克八〇に大麥は二麻克二五より二麻克に玉蜀黍は二麻克より一麻克六〇に夫れ々々輕減せられ北米合衆國の如きは單に其通商條約中に最惠國條款の規定を存したりしが爲め悉く是等の利益に均霑することを得たりしなり。

既に獨逸は中部歐洲諸國の多數と協定條約を締結し其貿易關係を改善したれども之に満足せず、進んで露國とも同一精神に基き稅率の協定を爲さんことを希望したり、露國も亦其對獨輸出品が中歐諸國に比し高率の輸入税を賦課せらるゝ不利益より免れんことを希望したるが故茲に兩國當局者は更めて稅率協定に付協議することゝなりしも如何せん兩國共に自國の利益に固執して下らざりしかば容易に其目的を達すること能はざりき。即ち露國は九一年十月を以て獨逸に對して交渉を開始し穀物に對し協定稅率を適用すること、石油及カピリアに對し特別稅率を設定すること、原料品及農藝品を無稅となすこと、家畜輸入禁止を撤廢すること等を請求し之に對して或種の輸入品に對し獨逸と稅率を協定す可きことを主張したり。

右に對し獨逸は(一)露國に於ける輸入稅率が一般に餘りに高く殊に鐵、化學工業品、紡績類に對し不當なること(二)露國は木綿石炭及鐵に對し海路經由と陸路經由とに依りて稅率を異ならしめ陸路經由に高稅率を課するが爲め獨逸は其競爭者たる英國に比し非常に不利益の地位に立ちつゝあること(三)露國は將來尙ほ其稅率を引き上ぐるやも計り知る可らざるが故獨逸の對露輸出は非常に不安の狀態を免れざることを列舉して其矯正を希望したり。

然も露國は是等獨逸の希望を全部容認するを得ざる旨を告知したりしを以て獨逸も亦露國の希望を拒絶したるは云ふまでもなし、然も最初は獨逸に於ける露國産穀類が特に重稅を賦課せらるゝの事實は殆んど痛切の影響を及さざりき、何となれば九一年より九二年に掛けて露國は凶作の結果却て自ら進んで其穀類の輸出を防止せざる可らざる有様なりしを以て也、されど同年八月政府が其輸出禁止を解除するや茲に初めて對獨輸出の問題は露人の頭腦を痛さざるを得ざるに至れり、而して獨逸に於ける區別的取扱の不利益に應せんが爲め露國政府は先づ二箇の方針に向つて努力したり、即ち(一)は鐵道運賃政策に依り獨逸以外の諸國に

對する輸出を獎勵せんが爲め出來得るだけ其運賃を低減したること、(二)は獨逸に對して復讐的手段を採用したること之なり。

此復讐的手段も最初は露國に於て只一片の示威運動に止め實際に之を行ふに及はずして以て其效を收めんと欲したりき、然も相手もさるもの也、容易に露國政治家の座して其效を收むるを許す可きに非らざるは勿論なり、されば露國も遂に九三年六月一日を以て新たに復稅率制度を採用すること、なし、九一年の關稅則は露國輸出品に對し最惠國待遇を與ふる諸外國に對してのみ適用すること、定め、露國以外の國の輸出品に對して特に低率關稅を許容しつゝある諸國よりの輸入品に對しては新高率を賦課すること、せり、而して此新高率は精製品に對しては三割、半製品に對しては二割、食糧品に對しては一割五分を加重すること、定め、大藏大臣は貨物の輸入先きが果して何處なりやを決定するの權限を附與せられ同時に新高率稅適用の期限に付きては藏相と外相との協議に由りて決定す可きこと、なし、直ちに皇帝の裁可を経たり。

斯の如く露國は一方に於て對獨戰備を整へつゝ、他方に於ては九三年六月五日

を以て佛國と通商條約を改竊し相互協定の主義に由りて大に佛蘭西よりの輸入品に對して稅率を輕減したり、之れ當時露佛間の政治的關係が特に親密を加ふるに至りたる結果たるや云ふまでも無けれども然も露國は斯くして佛國に通商上の利益を與へて或程度まで其競争を免れざる獨逸の反省を促さんと欲したるに外ならざりしなり、而して此時輕減せられたる佛國よりの輸入品は總て三十六種目に渡り其重なるものは贅澤品、柔皮、婦人用手袋、靴型、セメント、磁器、陶器、化學製品、藥品、化粧品、亞鉛及鐵製品、編物、機械類、樂器類、紙類、帽子、縫箔類にして就中化學製品は極めて廣き意味に於て規定したるが故其内容に至りては極めて多數に渡り、之に對して二割五分を輕減し鐵器は一割乃至二割、農業用機械は二割五分、其他平均九一年の稅率より一割乃至二割五分の減稅を敢てしたるものなりしかば佛國の競争者たる獨逸の打撃は決して少なしと爲さざりしなり。

此結果久しからずして又々獨露間に關稅協定の談判開始せられ獨逸は露國が其差別的待遇を撤廢せんことを希望し、露國は獨逸にして若し其墺地利に與へつゝ有ると同一待遇を自國に與へんか露國も亦其佛蘭西に與へつゝ有ると同一待遇を獨逸に與ふ可きことを主張したり然も獨逸は露國か佛國に與へつゝある待遇のみを以て満足せず海陸の差別を撤廢するか如き主として其希望したる所たるに拘らず露國は更らに讓歩するを欲せざりしかば談判遂に不調に歸し愈々關稅戰爭は開始せらるゝ事となれり。

斯くて露國は七月九日の勅令を以て最高稅率の施行期日を同廿日より定め更らに大藏大臣に附與するに一定の外國より輸入する貨物に對し必要と認めたる場合に最高稅率を一層加重するを得るの特權を以てし、大藏大臣は七月十四日を以て獨逸及其植民地よりの輸入貨物に對し八月一日より最高稅率を適用す可き旨を公布し墺地利及葡萄牙には一八九一年の稅率を適用し自餘の歐洲諸國及北米合衆國に對しては協定稅率を賦課することゝしたり。

右に對し獨逸は露國よりの輸入品に對し一般に五割の増率を爲して之に報ひ露國も亦獨逸品に向つて同じく五割を最高稅率に加重したるのみならず露國港灣出入の獨逸船舶に對し一定の港稅を徵收する事とせり。

此關稅戰爭は露獨兩國の經濟界に取りて甚だ面白からぬ影響を爲したるや云

ふまでもなし、殊に相互の輸出入業者等は打撃を蒙ること多大なりしかば久しからずして兩國共に其非を覺知し九三年十月兩國政府代表者は相會して關稅協議を開き其結果一八九四年の獨露通商條約の改訂を見るに至り同年三月より之を實施することとなり、共に著しく稅率を輕減したりしかば茲に初めて他の條約國と殆んど大差なきに至りたり。

今試に此關稅戰爭の露獨間の貿易關係に及ぼしたる影響に付て一考せんに當時露國の對獨逸輸出は左の如くなりき。

一八九〇年	五二二、八	一八九一年	五七八、七
九二	三八一、七	九三	三五二、四
九四	四三九、三		

右表の中九一年及九二年は凶作の結果穀物の輸出禁止を實行したること上述の如くにして従て此兩年間は露國の尤も重要な輸出貨物の激減せる年なりしに拘らず九三年の輸出は更らに夫れより減少したるの事實は明かに關稅戰爭の結果なりと云はざるを得ず。

對獨輸出農産物が關稅戰爭中に激減したること明白なれど然も之が爲めに國

内に於ける農産物の價格は著しく低落したる形蹟は認められず、而してこは政府に於て或は墾地利及ルーマニア等に對し穀物の輸出を獎勵したること、帝國銀行をして穀物に對し貸出しを爲さしめたること、鐵道運賃政策の利用、小作料の支拂をも穀物にて爲す事を許したる等の手段與つて力ありし也。而して露國政府は獨逸が裸麥の輸入を困難ならしめて之が爲め自ら大に苦む可しと想像したりしこととの誤解なりしは明白なりき。何となれば九三年に於て獨逸は裸麥の大豐作を見たりしが爲露國より其供給を仰がざるも毫も困難を感ぜざりしを以てなり。

農産物以外のものに於ても露國の損失は少なからざりき、例へば石油及び馬匹の輸出の如きも之を關稅戰爭前後の輸出に比較するに絶對的に減少しつゝ、ありしを知る可し、果して然らば一方の獨逸は之が爲めに如何なる影響ありしやと云ふに露國の場合よりも一層明白に其損害を現はしたり、何となれば獨逸の對露輸出は年の豐凶に由りて左右せらるゝ物品少なくして其大多數は製造工業品なりしを以てなり、今九〇年より九四年に至るまでの對露輸出を示せば左の如し。

一八九〇年	一八三、七	一八九一年	一四五、三
-------	-------	-------	-------

一八九二年

一三九、八

一八九三年

一三五、五

一八九四年

一七〇、六

但し獨逸露西亞間の貿易關係が尤も影響したるは露國が九三年八月最高稅に加重するに更らに五割を以てしたる其際にして就中亞鉛、銅、鐵、鐵板等は著しく其輸出を減少し殆んど輸出の皆無に歸したるもの亦無きに非らざりし也。

獨り獨逸の對露輸出が減退せるのみならず其海運業も亦關稅戰爭の結果少なからざる損害を蒙りしこと明白にして既に九一年及九二年の穀物輸出禁止の爲めに相當に打撃を蒙りつゝ有りし獨逸の海運業者は續で露國の復讐的手段の採用に依りて益々其影響を受け、殊にダンチャツヒの海運業者の如きは主としてバルチツク海方面の航海運輸に従事したりしかば其打撃顯著なりき、今試みに九三年及九四年に於ける獨逸海運業の打撃を示さんが爲め其前後數年間の夫れと比較して露國港灣に入港せる外國船及獨逸船の數及噸數を擧ぐれば左の如し。

年 度	外國 船		獨 逸 船		獨船ノ割合 百分ノ
	船 數	噸 數	船 數	噸 數	
一八九〇	一一〇四五	七二五〇	一六〇三	七五〇	一〇、三
一八九一	一〇八〇六	六九七五	一五二九	七二八	一〇、四
一八九二	八五一五	五七四六	一〇八四	五六四	九、八
一八九三	一〇一一一	七六四一	八三四	四四四	五、八
一八九四	一一〇三二	九八四三	一一八〇	六三〇	六、四
一八九五	一一七二一	九五七六	一二七〇	六八三	七、一
一八九六	一一八八〇	九四四六	一四五七	七二三	七、七
一八九七	一一〇〇五	九〇六二	一三〇一	七〇八	七、八
一八九八	一〇九二一	八七四八	一三九九	八四六	九、七

(Zweig : Die russische Handelspolitik seit 1877. S. 44.)

關稅戰爭の結果は露國も獨逸も共に少なからず損失を招きたるや明かなり、然れども兩國中孰れか其打撃多かりしやと云ひば寧ろ獨逸なりしと云はざるを得ず、何となれば獨逸の對露輸出品の多くは製造工業品に係るを以て露國は之を國內に保護獎勵して他日自給自足の計を爲すは却て喜ぶ可きものたりしやも知る可らざりし。露國の對獨輸出品は多く農産物にして獨逸は、其國土に比例して多數の人口を養ひつゝある關係上是非とも其食料品の供給を他國に仰がざる可らず、縱令何程農業を獎勵すと雖も國民の生活資料に付全部自給政策を實施するこ

と不可能なればなり、獨り之のみならず露國は其農産物を直接獨逸に輸出するの困難を見るや之を埒地利、ルーマニア等の諸國に輸出するの策を講ずるに至りしこと前述せる如くにして、是等の諸國と獨逸との間には關稅政策上何等敵意を挾まざりしを以て斯くて埃羅兩國に輸入せられたる露國の農産物は更らに獨逸に向つて轉送せらるゝの有様なりしかば關稅戰爭の永續するに従ひ獨逸は實際上頗る不利益の立場に陥らざるを得ざりしなり、さりながら露國も亦債務國として多額の海外利拂を必要としたる以上は是非其輸出を盛ならしめ以て國民經濟の權衡を維持し其兌換制度の基礎を確乎たらしむるの要あれば關稅戰爭一先づ終りを告げて輸出障害を排除するを得たりしは確かに喜ぶ可き次第なりし也。

吾人が茲に露獨關稅戰爭に付詳記する所ありしは、こは日露戰爭中に獨逸が露國に強要して成立せしめ爾來歐洲戰爭の破裂するに至るまで露國を拘束したりし一九〇四年の露獨通商條約の前提を爲すものに外ならざれば也。

所得を中心とする經濟理論の結構(一)

(營利と享樂)

小 泉 信 三

交易經濟組織を形くる各單位の經濟生活は所得を中心として截然相異なる二面を有す。所得を目標とし、之に向て努力する生活と、與へられたる所得を基礎とし、之より出發し、之を手段として個々現實の目的を達せんと努力する生活と即ち是なり。余は姑く前者を名けて營利生活、後者を名けて之れを享樂生活と呼ぶ可し。乃ち所得は二の全く相異なる意味に於て吾人の目に映ず。目的としての所得、手段としその所得是なり。而してこの經濟單位の二種の努力——所得を目標とする努力、所得より出發する努力——は個々經濟單位の自由行動を基礎とする國民經濟に生命を附與し、之れを活動せしむる根本の動力なり。此の理に基づき余は國民經濟生活をその者從て國民經濟上の諸現象を了解せんとする交易經濟理論は同じく所得を